

## 第3章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

国土強靱化の推進を図る上で必要な対策を明らかにするため、本市の強靱化の現状と課題を評価すること（脆弱性評価）は、重要です。

このため、国が示した国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき、脆弱性評価を行い、評価結果に基づき、対応方策を検討しました。

### 2 脆弱性評価の手順

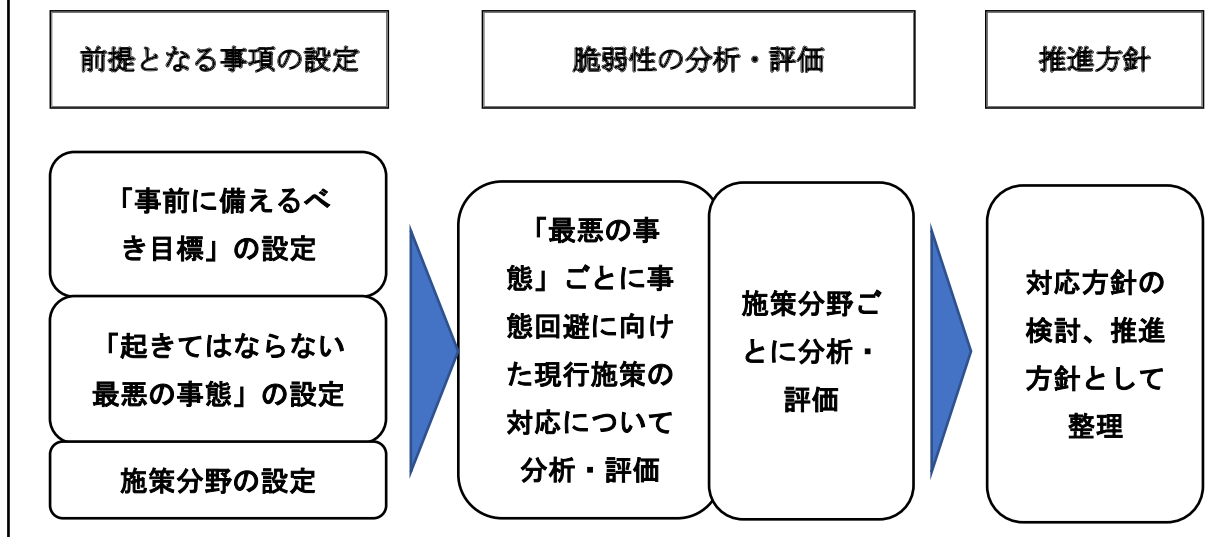
#### 最悪の事態ごとの脆弱性評価

- 想定するリスクを踏まえ、「事前に備えるべき目標」とその妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定した上で、最悪の事態を回避するための施策を洗い出し、具体的な指標を用いて進捗状況を把握し、現状を分析・評価します。

#### 施策分野ごとの脆弱性評価

- その上で、効果的な取組を推進するため、施策分野を設定し、分析・評価します。

（脆弱性評価の流れ）



## (1)「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項において、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととされています。

本計画では、県地域計画を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と、34の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

| 事前に備えるべき目標 |                     | 起きてはならない最悪の事態 |                               |
|------------|---------------------|---------------|-------------------------------|
| 災害発生時      | 災害発生直後              |               |                               |
| 1<br>人命の保護 |                     | 1-1           | 地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生  |
|            |                     | 1-2           | 津波による死傷者の発生                   |
|            |                     | 1-3           | 高潮や河川の氾濫などによる長期的な浸水           |
|            |                     | 1-4           | 土砂災害による死傷者の発生                 |
|            |                     | 1-5           | 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生    |
|            | 2<br>救助・救急、<br>医療活動 | 2-1           | 被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止         |
|            |                     | 2-2           | 長期にわたる孤立集落等の発生                |
|            |                     | 2-3           | 救助・救急活動等の機能停止                 |
|            |                     | 2-4           | 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶    |
|            |                     | 2-5           | 医療機能の麻痺                       |
|            |                     | 2-6           | 被災地における疫病・感染症等の発生             |
|            |                     | 2-7           | 劣悪な避難生活環境による被災者の健康状態の悪化・死者の発生 |
|            | 3<br>行政機能の<br>確保    | 3-1           | 行政機能の大幅な低下                    |
|            | 4<br>情報通信<br>機能の確保  | 4-1           | 情報通信機能の麻痺・長期停止                |

| 事前に備えるべき目標               |               |    | 起きてはならない最悪の事態 |                                     |
|--------------------------|---------------|----|---------------|-------------------------------------|
| 災害発生直後                   | 復旧            | 復興 |               |                                     |
| 5<br>地域経済活動の維持           |               |    | 5-1           | 企業の生産力低下による競争力の低下                   |
|                          |               |    | 5-2           | 社会経済活動等の維持に必要なエネルギーの供給停止            |
|                          |               |    | 5-3           | コンビニート・産業施設の損壊、火災、爆発等               |
|                          |               |    | 5-4           | 基幹的交通ネットワークの機能停止                    |
|                          |               |    | 5-5           | 食料等の安定供給の停滞                         |
| 6<br>ライフラインの<br>確保及び早期復旧 |               |    | 6-1           | 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止                  |
|                          |               |    | 6-2           | 上下水道等の長期間にわたる機能停止                   |
|                          |               |    | 6-3           | 地域交通ネットワークが分断する事態                   |
| 7<br>二次災害の防止             |               |    | 7-1           | 市街地での大規模火災の発生                       |
|                          |               |    | 7-2           | 有害物質の大規模拡散・流出                       |
|                          |               |    | 7-3           | ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生         |
|                          |               |    | 7-4           | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大                   |
|                          |               |    | 7-5           | 風評被害等による地域経済等への甚大な影響                |
|                          | 8<br>迅速な復旧・復興 |    | 8-1           | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
|                          |               |    | 8-2           | 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態      |
|                          |               |    | 8-3           | 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態       |
|                          |               |    | 8-4           | 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態          |
|                          |               |    | 8-5           | 長期にわたる浸水被害により復旧・復興が大幅に遅れる事態         |
|                          |               |    | 8-6           | 貴重な文化財の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失         |
|                          |               |    | 8-7           | 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態     |

## （２）施策分野の設定

脆弱性評価は、基本法第１７条第４項において、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされています。

本計画では、県地域計画を踏まえ市・関係機関等の取組主体が、効果的な取組を推進するため、８つの個別施策分野と３つの横断的分野を設定しました。

### （個別施策分野）

- |          |            |
|----------|------------|
| ①行政機能/消防 | ②住宅・都市/環境  |
| ③保健医療・福祉 | ④産業・エネルギー  |
| ⑤情報・通信   | ⑥交通・物流     |
| ⑦農林水産    | ⑧国土保全・土地利用 |

### （横断的分野）

- |               |       |
|---------------|-------|
| ⑨リスクコミュニケーション | ⑩人材育成 |
| ⑪官民連携         |       |

## ３ 脆弱性評価の結果

---

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価の結果は、別紙１のとおりです。また、施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、別紙２のとおりです。

### 【主な脆弱性評価の結果】

- 災害を未然に防止する公共土木施設等（橋梁、堤防等）の計画的な整備が必要
- 生活・社会基盤の耐震化や公共土木施設等の老朽化への対応が必要
- 災害時の輸送・復旧活動を支える道路ネットワークの整備が必要
- 石油コンビナート等での防災対策が必要
- 「自助」「共助」に基づく地域防災力の充実強化が必要
- 早期避難等のため多様な情報伝達手段の確保が必要